

市内介護保険施設等 各位

越谷市地域共生部介護保険課

介護保険施設等における「緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する記録」の取扱い等
について（通知）

老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム及び老人居宅生活支援事業並びに介護保険法に規定する介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「介護保険施設等」という。）において、身体拘束は原則として禁止されています。

しかしながら、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、例外的に、適正な手続きを経たうえで、身体拘束の実施が認められています。

緊急やむを得ない場合とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要件を全て満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に行われている場合のみに限られ、当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を実施することのないよう、適正な手続きに沿って、慎重な判断を行うことが求められます。また、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況など、緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととされています。

このたび、この「緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する記録」について、複数の介護保険施設等より問い合わせがあったことから、本市では下記 1 のとおり取り扱うこととし、併せて下記 2 のとおり身体拘束を実施する際の手続きに関しての遵守事項を改めて通知いたしますので、ご了解願います。

記

1 「緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する記録」の取扱い

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が作成した「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に」（以下「ゼロへの手引き」という。）に示される「参考様式 1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」及び「参考様式 2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を踏まえた様式を用いて「緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する記録」を作成し、かつ、以下「2 身体拘束を実施する際の手続き」の内容に沿って身体拘束を実施する場合には、身体拘束に関する適正な手続きを進めていることとして取り扱うこと

とする【注】。

ただし、市は、福祉総務課による実地指導や介護保険法第23条に基づく調査の際など、身体拘束に関して適正な手続きがなされているかを確認するため、「緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する記録」の提示や当該身体拘束に関する説明を事業者に対して求める場合があり、その際は個別に身体拘束の正当性を判断することとなるため、必ず以下の「2 身体拘束を実施する際の手続き」を遵守すること。

2 身体拘束を実施する際の手続き

(1) 事前の手続き

- ・ 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断が事業所全体として行われるよう、あらかじめルールや手続きを定めておくこと。
- ・ 本市の基準条例等において、身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会の設置、身体的拘束等の適正化のための指針及び身体的拘束等の適正化のための研修が求められるサービスにおいては、本市の基準条例等や国の解釈通知などに則った事業所運営が行われていること。

(2) 「緊急やむを得ない場合」の3要件の慎重な検討

- ・ 3要件（切迫性、非代替性、一時性）について、本人、家族その他の関係者全員で慎重な検討を行い、「参考様式1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」又はこれに準ずる様式（以下「説明書等」という。）を用いて、検討した内容を記録すること。
- ・ 「緊急やむを得ない場合」に該当する（3要件を満たす）客観的な状況が存在する場合のみ例外的に身体拘束の実施が認められていることから、当該事案が3要件を満たすと判断した理由について、説明書等に具体的に記録すること。
- ・ 身体拘束の具体的な方法、詳細な時間や期間、どのような事由が「緊急やむを得ない場合」に該当するか、身体拘束の解除に向けた取り決め及び再検討の時期等について、説明書等に具体的に記録すること。
- ・ 原則として、再検討の時期については1か月を基本とし、最長でも3か月とすること。ただし、利用者の心身の状況に応じて再検討の時期は個々に決定すること。
- ・ 検討した内容は、本人に関わる全職員間で共有すること。

(3) 本人又は家族への説明

- ・ 作成した説明書等の内容を基に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯及び期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得たうえで、本人又は家族に署名してもらうこと。

(4) 身体拘束を実施する場面

- ・ 説明書等に記載された身体拘束の内容、目的及び時間に該当する場合であっても、個別にその内容を説明した後、身体拘束を実施すること。
- ・ 万が一、通常とは異なる対応を行う場合や、利用者の心身の状況に異変があった場合は、個別に記録を作成すること。なお、当該様式は任意とし、サービス提供記録や独自様式

式に記録すること。

- ・ 緊急やむを得ない場合の3要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は、直ちに解除すること。
- ・ 身体拘束を実施している時間帯は、本人の様子を定期的・継続的に観察すること。

(5) 再検討

- ・ 再検討の時期は事前に事業所等で決めておくこと。なお、再検討を予定していた時期よりも早く身体拘束を解除できる場合は、直ちに解除すること。
- ・ 再検討の際は複数の関係者で慎重に協議・検討し、検討の結果、日々の心身の状態を観察した内容及び個別に記録した異変等について、「参考様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」又はこれに準ずる様式に記録すること。また、再検討をした際は、その都度、追記すること。
- ・ 再検討をした結果は、本人、家族その他の関係者全員で共有すること。

注：ゼロへの手引きの様式は、あくまでも参考様式のため、各介護保険施設等で現に使用している記録様式が、この参考様式に合致していないからといって、変更する必要はありません。ただし、参考様式に掲載されている内容は、身体拘束を行うにあたって、最低限記録しておくべき内容ですので、参考様式に掲載されている内容で、貴施設の記録様式上、欠落している内容がある場合は、見直しを図ってください。

※ 本通知の内容は現時点でのものであり、今後、法令等の改正により、取扱いが変更となる場合は、その内容に沿ったものを採用（変更）します。このため、各介護保険施設等におかれましても、適宜、最新情報等の取得に努めてください。

また、本通知は保険者である越谷市の考え方となりますので、他保険者の取扱いまでを拘束するものではないことから、他保険者と取扱いが異なることがある点も、十分ご留意願います。

なお、本通知より前に、本通知に記載の内容と同様の対応を図ったうえで実施しているものは、本通知に沿った取扱いを行っているものとみなします（ただし、現にみなし対応としての身体拘束を行っていたとしても、本通知以降、上記2-(5)再検討に関しては、記載されている内容を遵守すること）。一方、これらの対応を経ずに既に身体拘束を行っている介護保険施設等におかれましては、本通知の内容、関係法令、ゼロへの手引き等を熟読のうえ、改めて身体拘束の可否を含めた見直しを速やかに行ってくださいよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先】

介護保険課 計画担当

電話：963-9305（直通）

※本市の基準条例等

○越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第65号）

第14条

- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その内容等について入所者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、**身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

○越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第66号）

○越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第67号）

前述の条文と類似していることから省略

○越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第63号）

※訪問介護、短期入所者生活介護以外のサービスについては省略

第23条

- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (4) 前号の**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**

第153条

- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、**身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

○越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成２６年１２月２２日条例第６４号）

○越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２５日条例第２９号）

○越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２５日条例第３０号）

○越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成２６年１２月２２日条例第７０号）

○越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成２６年１２月２２日条例第７１号）

前述の条文と類似していることから省略

○老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）

第２９条

６ 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

○老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）

第２０条の６ 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行つた場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由